

# SHINWA NEWS

源泉徴収事務に係る令和8年度税制改正

令和8年5月  
( No. 36 )

令和8年3月31日に令和8年度税制改正法が可決・成立し、同年4月1日に施行されました。  
今回は改正法のうち、所得税の源泉徴収事務に係る改正についてご紹介します。

## [ 1 ] マイカー通勤の非課税限度額

通勤のために自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当の非課税限度額について、通勤距離が片道65km以上の人の1か月当たりの非課税限度額が引き上げられました。また、自動車等と併せて駐車場等を利用している人に支給する通勤手当について、一定の要件に該当する場合は、1か月当たりのその駐車場等の料金相当額(上限5,000円)を加算した金額を非課税限度額とすることとされました。

区 分		課税されない金額	
		改正後	改正前
① 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の区分	(全額課税)	同 左
	片道 2 km未満		同 左
	片道 2 km以上 10 km未満	4,200 円	同 左
	片道 10 km以上 15 km未満	7,300 円	同 左
	片道 15 km以上 25 km未満	13,500 円	同 左
	片道 25 km以上 35 km未満	19,700 円	同 左
	片道 35 km以上 45 km未満	25,900 円	同 左
	片道 45 km以上 55 km未満	32,300 円	同 左
	片道 55 km以上 65 km未満	38,700 円	38,700 円
	片道 65 km以上 75 km未満	45,700 円	
	片道 75 km以上 85 km未満	52,700 円	
	片道 85 km以上 95 km未満	59,600 円	
片道 95 km以上	66,400 円		
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等(※1)を利用している人(通勤距離が片道2 km未満である人を除く。)に支給する通勤手当		①の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額(上限5,000円)との合計額	—

※1 「一定の要件を満たす駐車場等」とは、通勤のために使用する交通用具の駐車のための施設のうち、その通勤手当の支払を受ける人の勤務する場所の周辺又はその人が通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあるものをいいます。

※2 この改正は、令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除く。)について適用されます。

## [ 2 ] 基礎控除の引上げ

所得税の基礎控除額が58万円から62万円に引き上げられました。また、令和8年及び令和9年までの基礎控除額は、合計所得金額に応じて一定の金額を加算した金額となります。

この改正による基礎控除額は、次のようになります。

給与収入の目安	合計所得金額	基礎控除額		
		令和8・9年	令和10年以後	改正前
～ 206万円	～ 132万円	104万円	99万円	95万円
～ 475万円	～ 336万円		62万円	88万円
～ 665万円	～ 489万円		63万円	
～ 850万円	～ 655万円	67万円	63万円	
～2,545万円	～2,350万円	62万円	58万円	

## [ 3 ] 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が65万円から74万円に引き上げられ、以下のようになります。

給与等の収入金額	給与所得控除額		
	令和8・9年	令和10年以後	改正前
～190万円	74万円	その収入金額×30%+8万円	65万円
190万円～220万円		(69万円未満の場合は、69万円)	同左

## [ 4 ] 扶養親族等の所得要件の改正

上記の基礎控除の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
扶養親族・同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	～62万円 (～136万円)	～58万円 (～123万円)
特定親族	62万円～123万円 (136万円～197万円)	58万円～123万円 (123万円～188万円)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円～133万円 (136万円～207万円)	58万円～133万円 (123万円～201万円)

※ ()内は、令和8年及び令和9年における収入が給与だけの場合の収入金額の目安となります。

なお、基礎控除と給与所得控除額の改正は令和8年12月1日以後に行われる年末調整の際に適用されることとなりますので、同年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

---

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくごお願い申し上げます。